

田浦梅の里ほか7箇所および横須賀市立浦郷みなと緑地ほか2箇所指定管理者募集に関する質問の回答

質問No.	1
質問内容	連合の発表によれば、質上げ率は3年連続で5パーセント以上となり、この傾向は今後も続く見込みとしています。また、消費者物価は過去3年連続で3%前後上昇しています。このような状況下で次期指定管理期間の人件費、物価上昇をどのように見込んでいるのか教えてください。
要項・仕様書の該当箇所	募集要項 P16 2指定管理料
回答	指定管理料の算定にあたっては、近年の人件費昇率及び今後の上昇見込みを加味し、人件費や物件費等の積算を行い、上限額を設定しているところです。

質問No.	2
質問内容	電気料金が今年度から値上がり、水道料金も値上げを予定しています。光熱水費の上昇をどのように見込んで積算したのか教えてください。
要項・仕様書の該当箇所	募集要項 P16 2指定管理料
回答	指定管理料の算定にあたっては、近年の上昇率や予定される水道料金の値上げ等を加味し、上限額を設定しているところです。

質問No.	3
質問内容	法人の登記事項証明書(登記簿謄本)について、6月に役員変更があり、提出時期は法人登記申請中です。提出時は変更前の登記事項証明書(写)を添付し、登記完了後(8月中旬頃)に新たな登記事項証明書(写)を提出することとしてよろしいか。
要項・仕様書の該当箇所	募集要項 P24 (ア)⑪
回答	ご質問内容のとおりで差し支えありません。

質問No.	4
質問内容	公園・施設で行う新設施設の式典補助に関することとは、どのような業務になりますか。また、施設の新設予定はありますか。
要項・仕様書の該当箇所	募集要項 P10(6)
回答	現時点で新設予定はないものの、リニューアル等に伴い式典等を行う場合に、準備から当日運営、撤収・記録等までの補助業務を想定しています。

質問No.	5
質問内容	田浦梅の里 現在スロープカーは故障しており、利用できない状況です。修繕の予定はありますか。また、修繕について協議をすることはできますか。
要項・仕様書の該当箇所	公園管理業務仕様書 P13
回答	スロープカーの修繕等の予定はありません。以上のことから、協議を行うことは考えておりません。

質問No.	6
質問内容	田浦梅の里 スロープカーの修理を実施しない場合、人力での作業量（人件費）、業務委託費の増加が見込まれます。どのような考えなのかご教示ください。
要項・仕様書の該当箇所	公園管理業務仕様書 P13
回答	スロープカーの使用目的・頻度および未使用時の代替対応を確認した結果、現行の人員配置・業務体制の範囲で対応可能であり、直ちに人件費や業務委託費の増加が生じる状況ではないと整理しています。 また、代替としてキャリアカーを配置しております。

質問No.	7
質問内容	田浦梅の里 ウメの樹勢回復について、指定したエリア内の樹木を全て伐倒、除根を行う、とあります。指定したエリアの樹木の本数は何本を想定していますか。 またエリアがどの場所か教えてください。
要項・仕様書の該当箇所	公園管理業務仕様書 P14 イ
回答	梅の植樹の本数は、20本を想定しています。 位置図を別途添付いたします。

質問No.	8
質問内容	田浦梅の里 田浦青少年自然の家は現在廃止されています。炊事場は田浦梅の里の管理施設に含まれますが、それ以外の諸施設の管理についてどのような考えか教えてください。 また、建屋等の所管を教えてください。
要項・仕様書の該当箇所	管理運営基準書 田浦梅の里
回答	建屋の所管は公園緑地課です。 管理棟使用に際し発生する光熱水費、委託費、修繕費等管理運営費については、「募集要項」P16の指定管理料の中に含むものとします。 大規模修繕が必要となった場合は、修繕は行わず管理棟を廃止とします。 管理棟の廃止に伴い、新たな代替施設を設ける予定はありません。

質問No.	9
質問内容	走水水源地公園 管理事務所の設置予定はありますか
要項・仕様書の該当箇所	公園管理業務仕様書 P21
回答	走水水源地公園内に管理事務所を設置する予定はありません。

質問No.	10
質問内容	走水水源地公園 横須賀市が主催・後援の行事開催の対応について、職員の早朝もしくは夜間の出勤で対応とあります。施設の開場時間厳守が原則ですが、指定管理者の事業でも早朝や夜間の対応をしてよろしいでしょうか。
要項・仕様書の該当箇所	公園管理業務仕様書 P22 2（2）ウ、オ
回答	指定管理者の自主事業として早朝や夜間の対応をすることは可能ですが、公園利用ルールの徹底や近隣住民の迷惑にならないようご配慮ください。

質問No.	11
質問内容	走水水源地公園 駐車場の利用料金および利用台数の報告は毎月15日までとありますが、電子決済サービスの結果が翌月21日以降に届きます。報告はひと月遅れでもよいでしょうか。
要項・仕様書の該当箇所	公園管理業務仕様書 P22 3（2）ウ
回答	届き次第、報告をしてください。

質問No.	12
質問内容	衣笠山公園 令和6年3月19日の社用車のベビーチェア修繕がありますが、これはトイレの修繕の誤りではないでしょうか。
要項・仕様書の該当箇所	修繕実績 衣笠山公園
回答	申し訳ございません。トイレの修繕の誤りです。

質問No.	13
質問内容	様式1 この申請書は都市公園の指定管理指定申請書です。今回申請する内容には港湾緑地も含まれています。港湾緑地の申請についてもこの申請書でよろしいですか。
要項・仕様書の該当箇所	様式1 指定管理者指定申請書
回答	港湾緑地の申請書が漏れておりましたので、別途添付いたします。

質問No.	14
質問内容	様式4 追浜公園ほか2箇所の指定管理者業務、となっていますが、田浦梅の里ほか7箇所横須賀市立浦郷みなと緑地ほか2箇所、と修正してもよろしいでしょうか。
要項・仕様書の該当箇所	様式4 共同事業体協定書兼委任状
回答	申し訳ございません。田浦梅の里ほか7箇所および横須賀市立浦郷みなと緑地ほか2箇所と修正をお願いします。

質問No.	15
質問内容	様式6 (8)スポーツ振興について、(9)施設の目的に即した総合運営について、(11)施設の維持管理について、(12)ドッグランの運営についてなどの項目は田浦梅の里ほかの指定管理業務についての項目でしょうか。
要項・仕様書の該当箇所	様式6 事業計画書 P4 P6
回答	(8)から(12)については、募集要項の記載のとおりとなります。 (8)施設の維持管理 (9)災害対応 (10)要望等への対応 (11)植栽管理 (12)施設の目的に応じた事業 以上が、田浦梅の里等指定管理業務になりますので別途添付いたします。

質問No.	16
質問内容	しょうぶ園のレストランを複数事業者で活用する場合について しょうぶ園の管理許可を受けた指定管理者が、オフシーズンに曜日又は期間を区切り、複数の飲食事業者等に厨房、客席及び販売機会を提供する運営は可能でしょうか。可能な場合、転貸、業務委託、共同運営等のどの形態で実施すべきか、市の事前承認、各事業者との契約、保健所手続、売上及び出店料の収支処理についてご教示ください。
要項・仕様書の該当箇所	令和8年募集要項「Ⅰ 施設等に関する事項 2 施設の概要 しょうぶ園」 令和8年募集要項「Ⅱ 業務に関する事項 2(2)管理許可施設」 令和8年募集要項「Ⅳ 選考に関する事項 5(12)施設の目的に応じた事業」
回答	条例上、使用許可(貸付)の期間は原則1か月単位となるため、曜日・日替わり等で区切って複数事業者へ個別に提供する運営は困難です。実施する場合は、取りまとめ主体を一本化した運営として個別に協議する必要があります。

質問No.	17
質問内容	ネーミングライツ導入時の費用負担について 指定期間中にネーミングライツが導入された場合、園内看板、案内表示、パンフレットウェブサイト、SNS、各種申請書、料金表等の名称変更にかかる費用は、市、ネーミングライツパートナー、指定管理者のいずれが負担しますか。また、指定管理者が制作済みの広報物等についても、指定された時期までに変更する義務がありますか。
要項・仕様書の該当箇所	令和8年募集要項「Ⅶ その他の事項 1(7)ネーミングライツについて」
回答	ネーミングライツ導入時の費用分担については、その時点での取り決めにより決定されますが、名称変更にかかる費用は原則、市もしくはネーミングライツパートナーの負担となります。但し、HP等の内容変更など軽微な変更については、指定管理者での変更をお願いします。また、指定管理者が制作済みの広報物等についても、次回制作時での変更で構いません。